する。

## 第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進

(病床の機能の区分)

- 第三十条の三十三の二 法第三十条の十三第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の 各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。
  - 一 高度急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、 診療密度の特に高い医療を提供するもの
  - 二 急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療 を提供するもの(前号に該当するものを除く。)
  - 三 回復期機能 急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの(急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頚部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL(日常生活における基本的動作を行う能力をいう。)の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。)
  - 四 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者(長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。)を入院させるもの

(法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日)

第三十条の三十三の三 法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、 同項の規定による報告(第三十条の三十三の六及び第三十条の三十三の九において 「病床機能報告」という。)を行う日の属する年の七月一日とする。

(法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間)

第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、 平成三十七年六月三十日までの期間とする。

(法第三十条の十三第一項第四号の厚生労働省令で定める報告事項)

第三十条の三十三の五 法第三十条の十三第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、 構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

(報告方法)

- 第三十条の三十三の六 病床機能報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲 げる方法より、一年に一回、十月一日から同月三十一日までに行うものとする。
  - 一 ファイル等に記録する方法
  - 二 レセプト情報による方法
- 2 前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて病 床機能報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者(以下この項及 び次項において「受託者」という。)を経由する方法(この場合における受託者への